

(新)

別紙5

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に係る添付書類

事業所番号			
事業所の名称			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	福祉専門職員配置等加算((I) (II) (III))		

(I)	社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)		③が35%以上の場合(I)に該当 ③が25%以上の場合(II)に該当 ※勤務形態一覧表を添付してください。 ※雇用証明書(様式第8号の2)を添付してください。 又、備考欄に所有資格名称を記入すること。
		② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)		
(II)	③ 社会福祉士等の資格保有者の割合			
(III)	常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数(常勤換算)		③が75%以上の場合(III)に該当 ※勤務形態一覧表を添付してください。 ※雇用証明書(様式第8号の2)を添付してください。 又、備考欄に所有資格名称を記入すること。
		② ①のうち常勤の者の数		
		③ 常勤職員の割合		
(III)	勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)		③が30%以上の場合(III)に該当 ※勤務形態一覧表を添付してください。 ※雇用証明書(様式第8号の2)を添付してください。 又、備考欄に所有資格名称を記入すること。
		② ①のうち勤続年数が3年以上の者の数		
		③ 常勤職員のうち勤続年数が3年以上の者の割合		

- 備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付けてください。
- 2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいいます。
- 3 加算(I)及び(II)にあつては、「社会福祉士等の状況」、加算(III)にあつては、「常勤職員の状況」、「勤続年数の状況」欄のどちらかに当てはまる方にのみ記入してください。
- 4 ここでいう生活支援員等とは、次のとおり。
- 療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員
 - 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員又は地域移行支援員
 - 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
 - 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
 - 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)
 - 児童発達支援にあつては、加算(I)(II)においては、児童指導員又は指導員、加算(III)においては、児童指導員・指導員又は保育士
 - 医療型児童発達支援にあつては、加算(I)(II)においては、児童指導員、加算(III)においては、児童指導員・指導員・保育士又は指定発達支援医療機関の職員
 - 放課後等デイサービスにあつては、加算(I)(II)においては、指導員、加算(III)においては、指導員又は保育士のことをいう。

(旧)

別紙5-1

年 月 日

福祉専門職員配置等加算に係る添付書類

事業所番号			
事業所の名称			
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	福祉専門職員配置等加算((I) (II) (III))		

(I)	社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)		③が35%以上の場合(I)に該当 ③が25%以上の場合(II)に該当 ※資格証写し等を添付してください。 ※勤務形態一覧表を添付してください。
		② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)		
(II)	③ 社会福祉士等の資格保有者の割合			
(III)	常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数(常勤換算)		③が75%以上の場合(III)に該当 ※雇用証明書等を添付してください。 ※勤務形態一覧表を添付してください。
		② ①のうち常勤の者の数		
		③ 常勤職員の割合		
(III)	勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)		③が30%以上の場合(III)に該当 ※別紙5-2を添付してください。 ※勤務形態一覧表を添付してください。
		② ①のうち勤続年数が3年以上の者の数		
		③ 常勤職員のうち勤続年数が3年以上の者の割合		

備考

- 1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付けてください。
- 2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいいます。
- 3 加算(I)及び(II)にあつては、「社会福祉士等の状況」、加算(III)にあつては、「常勤職員の状況」、「勤続年数の状況」欄のどちらかに当てはまる方にのみ記入してください。
要件について根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。
- 4 ここでいう生活支援員等とは、次のとおり。
- 療養介護・生活介護・自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員
 - 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員又は地域移行支援員
 - 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
 - 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
 - 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)